第11号様式（第５条関係）

|  |
| --- |
| 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）　　次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。　　　　　　　年　　月　　日年　　月　　日執行　　　　　　　　　選挙　　　 |
| 　 | 候補者氏名 | 　 |  印 |
| 記 |
| 　 | 燃料供給業者の住所、氏名又は名称、法人にあってはその代表者の氏名 | 住所氏名又は名称法人の代表者 |  | 　 |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
| 年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 |  | ℓ | 円 | 　 |
| 備考1　この証明書は、使用の実績に基づいて燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者からの給油の際に受領したものをいう。の写しを添えて候補者から燃料供給業者に提出してください。2　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。3　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。4　燃料供給業者が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。5　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。6　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。 |